

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会(以下「協会」という。)の理事会の運営を補佐し、協会の運営を円滑なものとするために、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会企画運営委員会(以下「企画運営委員会」という。)を設置する。その運営に関し特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会理事会運営規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(企画運営委員)

第2条 企画運営委員は理事若干名で構成し、その構成員は理事長が別に定める。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(企画運営委員会)

第3条 開催は毎月1回及び必要が生じたときに開催することとし開催日については理事長が別に定める。

2 企画運営委員会の議長は理事長が当たる。

(遅参又は欠席の届出)

第4条 企画運営委員会の当日において、やむを得ない理由により遅参し、又は欠席しようとする委員は、開会定刻前にその旨を理事長に届け出なければならない。

(関係者の出席)

第5条 理事長は、案件説明のため、出席委員の同意を得て、関係者の出席を求めることができる。

(委員の案件提出)

第6条 委員は、企画運営委員会に案件を提出しようとする場合は、事前に理事長に届けなければならない。

(議長の職務代理)

第7条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を代理する。

(案件の提案及び提案理由)

第8条 議長は、案件について、担当の委員又は職員に提案説明をさせなければならない。

(集約)

第9条 議長は、案件について原則として出席委員の総意をもって集約する。

(理事会への報告)

第10条 議長は、会議の内容を簡潔にまとめ、理事会に報告する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、2006年5月1日から施行する。

この規則は、2012年4月1日から施行する。